

平成28年度 事業計画書

公益財団法人 三徳庵

環境認識と平成28年度の基本方針

ユネスコ無形文化遺産に登録された和食文化の保護・継承に責任を持つ和食文化国民文化会議の活動が、平成27年に開始されることによって、食文化の価値が見直される中で、茶道や華道・香道等の「生活文化」の文化的価値の見直し・保護が検討され始めるようになった。

こうした環境の中で、日常的に伝統文化に触れる機会を提供している茶道の役割を再発見し、価値を再認識されるように働きかけると同時に、見直された役割を十全に果たせるような茶道文化の普及活動を目指していく。このことは、一昨年度より掲げた、東京オリンピックを見据えた国際的な対応力の強化を図ると同時に、国内での茶道への関心の喚起に結び付けていくという目標の実現にも結び付けていくものと認識している。

平成26度より本格化させた学校への茶道普及のための講習事業を継続する中で、今年度はさらに修了者の普及活動経験の共有化を図る方向でさらに推進させていく。

I. 茶道文化研究に関する学術的研究を振興するための顕彰・助成および研究（公益目的事業1）

毎年出版されるすぐれた茶道文化研究を顕彰するのみならず、外部の研究者の茶道文化研究をも助成、あわせて独自の調査研究を行い、それらの成果を公開する。

1. 茶道文化研究の顕彰

- ・茶道文化学術賞による顕彰

茶道文化学術賞・茶道文化学術奨励賞をすぐれた研究図書に関して贈呈する。

2. 茶道文化研究への助成

- ・茶道文化学術助成

有望な研究計画に対して奨励研究・一般研究に分けて研究費助成を行うとともに、研究図書に対する刊行費助成を行い、茶道文化研究を促進する。

- ・茶道文化学術助成金の研究成果報告書は毎年、刊行する他、単一の研究テーマがまとまったものに対しても適宜、報告書等の形態をとってアクセスしやすくしていく。
- ・茶道文化学術助成金の研究成果報告書は、ホームページ上で公開する。

3. 茶道文化の調査研究

- ・茶道文化に関する幅広い調査研究を行う。

調査研究事業の研究項目は、「茶道の芸術社会学的研究」、「江戸初期茶書類の研究」等。

藤嶺学園 藤沢中学・高等学校（特別行事および特別講演）

宝仙学園中学・高等学校（特別クラブ活動）

花園幼稚園・小学校（特別行事およびクラブ活動）

足立小学校（クラブ活動）

四谷小学校（特別行事）

菊名小学校（特別行事）

戸塚第一小学校（特別行事）

・地域への普及

四谷消防少年団（茶道体験）

茶道体験講座（初心者むけ）

・学校での茶道教習普及を目的とした講習会・イベントを開催する。

学校茶道特別研修会

学校茶道資格者研修会

学校茶道の集い

大学茶道部の集い

4. 教習段階の認定

・大日本茶道学会茶道（茶花科も含む） 教習者の教習段階の認定を行う。

・教習資格の十二伝の段階では、筆記試験を実施する。

・最終の長盆段階では、実技試験も実施する。

・学校等での茶道講習の期間に応じた修了証を発行する。

5. 点前体系の公開

・点前教本、解説書、月刊『茶道の研究』誌の発行を通じ、大日本茶道学会茶道の点前作法を公開する。

・本年度は、客作法を中心にして点前教本を発行する。

6. 広報・普及活動

・更新したホームページを積極的に活用する。

・広報季刊誌「えんじゅ」（年4回）を発行する。

・茶道文化の普及講演会「第7回 お茶つながりがおもしろい」を開催する。

・『茶道の研究』の執筆者を講師に招いた講演会を定期化する。

・マスコミ等の取材に積極的に協力して、一般の人々にむけて茶道文化に関する記事・映像に触れる機会が少しでも高まるように努める。

・大日本茶道学会各地方支部の本部機構として、支部長の認証を行い、支部長会議を主催し、全国で適切な茶道文化普及が行われるように統一目標を示す他、支部が主催する総会、例会、周年記念行事等の機会をとらえて、講話を行い、茶道文化普及の趣旨を各支部会員に徹底する。

・各地でも公益性の高い活動を、適宜委託して、茶道文化普及活動を全国的に促進する。

- ・来日外国人に対しての茶道文化の紹介等を様々な媒体を通じて行う。
茶道紹介用ビデオの英語字幕版を作成していく。
- ・各地での国際交流事業については優先的に支援する。
- ・関連機関と協議をしてさらなる国際交流の展開を準備する。
上智大学サマーセッションの茶道紹介担当を継続する。
草月会館での国際交流事業への協力を継続してゆく。
ユミカツラインターナショナルと協力し、来日する方々へ茶道文化普及（体験）を行う。

Ⅲ. 茶道関連、図書・用品の販売（収益事業 1）

1. 仕入れ商品の販売

- ・茶道学習に役立つ図書や茶道用品を仕入れ販売して、茶道学習や茶道文化体験への利便性を高める。

Ⅳ. 管理部門（法人会計）

1. 会員

- ・賛助会を組織し、賛助会会費による財団運営の安定化を図る。より開かれた形の賛助会員制度の定着を図る。
- ・平成28年度も、平成24年度10月に新設した維持会員制度及び一般会員制度の周知、参加拡大を図る。

2. 寄附

- ・当法人の事業目的を周知させるほか、公益財団法人に対する寄附の優遇制度の存在も告知して寄附を募集する。